

付 議 第 1 号

知事の事務の委任に関する協議議案

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき知事から協議のあった子ども手当に関する事務の委任に同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

知事の事務の委任に関する協議議案説明

この議案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき知事から子ども手当に係る下記の事務の委任の協議があったことにつき、同意の議決を求めようとするものである。

記

1 事務の内容

第 174 回通常国会に提案された「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律」が施行された場合における同法第 16 条第 1 項の規定によって読み替えられる同法第 6 条の認定に関する事務のうち、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号）第 2 条に規定する職員（同条第 1 項第 2 号に規定する技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 32 年高知県条例第 56 号）の適用を受ける者を含む。）に係るもの

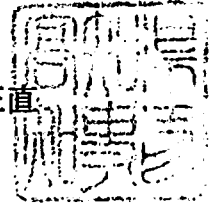
2 委任先

高知県教育長

21高行管第566号
平成22年3月24日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一 様

高知県知事 尾崎 正直



事務委任の協議について

次の事務を教育長に委任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委任する事務

第174回通常国会に提案された「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が施行された場合における同法第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第6条の認定に関する事務のうち、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条に規定する職員（同条第1項第2号に規定する技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を含む。）に係るもの

2 委任する理由

教育委員会の所管する事務と一体となって執行することがより効率的であるため。

3 委任の時期

平成22年4月1日

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

（平成 22 年 3 月 26 日 法案成立）

（認定）

第六条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合には、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 略	二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）
略	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(定義)

第 2 条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。

(1) 県立の中学校並びに市町村(市町村の組合を含む。第 27 条の 4 を除き、以下同じ。)立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場の学校栄養職員を含む。)及び事務職員

(2) 高等学校(市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。)及び特別支援学校(前号の市町村立の特別支援学校を除く。)の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 32 年高知県条例第 56 号)の適用を受ける者を除く。以下同じ。)

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもに子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6) 政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日

平成22年4月1日